

31川監第768号  
令和2年3月9日

請求人 坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

#### 川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年1月24日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

## 理 由

- 1 本件措置請求は、市が平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した「川崎市青少年の家屋外排水管補修工事（以下「排水管補修工事」という。）」及び「川崎市青少年の家2階研修室1空調機補修工事（以下「空調機補修工事」といい、「排水管補修工事」と併せて「本件各工事」という。）」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求は、具体的な違法若しくは不当な財務会計行為等を対象とするものであることから、請求を行うに当たっては、当該行為等を個別的、具体的に摘示し、かつ、その事実があることを証する書面を添付しなければならない。それがなされない場合は住民監査請求の要件を欠くこととなる（最高裁判所平成2年6月5日判決（平成1年（行ツ）第68号）参照）。  
したがって、請求人は、違法若しくは不当とする事実又は理由を具体的かつ客観的に摘示しなければならない。
- 3 この点、請求人は、本件各工事が実施されたのが川崎市青少年の家という同一所在地であること、受注業者が同一業者であること、工事の業種が「空調・衛生」という同一業種であること、契約締結日が近接していること（排水管補修工事は平成31年1月25日、空調機補修工事は同月30日）をもって、2件の工事に分割発注・契約しなければならない合理的な理由は存在しない旨を主張している。
- 4 しかし、市が定める工事の業種において、本件各工事はともに「空調・衛生」に該当するものの、業種の下位分類である種目において、排水管補修工事は「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」、空調機補修工事は「冷暖房設備」に該当し、工事の対象についても、前者は地下に埋設された排水管、後者は室内のエアコン（室外機も含む）であり、内容が異なるといわざるを得ない。また、本件各工事の受注業者は同一であるものの、見積り合わせ（3者見積り）において見積書を徴取

した受注業者以外の2者はそれぞれ異なっているほか、契約締結日は近接しているものの、実際の工事日は1か月程度離れている。

5 したがって、本件各工事につき、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるとする請求人の主張は採用できない。

6 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。